政策 2 循環型社会の形成

「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大 量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分 場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を 取り巻く状況は厳しさを増しています。さらに、 廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球 温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な 資源採取による自然破壊など様々な環境問題 にも密接に関係しています。

このような状況から、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減に資するため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる

限り低減される「循環型社会」へと移行してい く必要があります。

市民や事業者は、自分たちも廃棄物等の排出 者であり、環境に負荷を与え、その責任を有し ている一方で、循環型社会づくりの担い手でも あることを自覚して行動するとともに、より環 境負荷の少ないライフスタイルや環境に配慮し た事業活動への変革を進める必要があります。

排出者は、使えるものは大事に長く使い、食べ残し等を減らして廃棄物等の発生抑制に努め、リユース(再使用)やリサイクル(再生利用)できるものとごみを分別して排出することを徹底し、処理側は、住民への啓発などを行って3Rの推進を図り、最終処分されるごみの量の削減や、廃棄物発電によりエネルギー回収に努めることが大切です。

このような状況を踏まえ、次の基本的方向4の 取組みを進め、循環型社会の形成を目指します。

<循環型社会形成推進基本法より(抜粋)>

- 1 循環型社会形成推進基本法における形成すべき「循環型社会」の姿 「循環型社会」とは、次の(1)~(3)によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷 ができる限り低減される社会。
 - (1) 廃棄物等の発生抑制
 - (2) 循環資源の循環的な利用
 - (3) 適正な処分の確保
- 2 同法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なもの を「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
- 3 処理の「優先順位」を初めて法定化 「1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分

基本的方向4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。

廃棄物の適正処理に関しては 1980 年代までに着実に進展しましたが、廃棄物の発生量が依然として増加している状況やそれに伴う最終処分場のひっ迫が顕在化し、その抜本的解決を図るため、施策の重点がごみの排出量そのものの抑制へと移行しました。

平成3(1991)年の廃棄物処理法改正におい て、廃棄物の排出抑制と分別・再生(再資源化) が法律の目的に加わりました。また、同年成立 の「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資 源有効利用促進法)において、資源の有効な利 用の確保と廃棄物の発生抑制および環境の保 全を目指し、製品の設計・製造段階における環 境への配慮、事業者による自主回収・リサイク ルシステムの構築などの規定を定めました。加 えて 1990 年以降、再生利用を一層推進してい くため、各種リサイクル法を制定しました。こ のような法体系のもと、民間事業者との協力に より、リサイクル技術の開発を活発に行うこと で、再生利用への取組みを進展させました。さ らに、平成12(2000)年には、大量生産・大量 消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、 3 R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再 生利用(Recycle))の実施と廃棄物の適正処分 が確保される循環型社会の形成を推進するために、「循環型社会形成推進基本法」(循環基本法)を制定しました。天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減されるという循環型社会の姿を明示し、資源の循環的利用と廃棄物処理についての優先順位(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分)を法定化するなど、循環型社会の形成に向けた基本原則が示されました。

しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるものの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。今後、より一層の3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組みといえます。 飯田市においても、市民が「ごみゼロ運動」などの環境美化のための活動に取り組んできました。しかしながら、心ない者によるごみの不 法投棄は後を絶たない状況で、特に缶、ペット ボトルなどの飲食物の空き容器やたばこの吸 い殼などをみだりに捨てる、いわゆる「ポイ捨 て」については、依然としてなくなりません。 こうした状況を受け、各地区まちづくり委員 会の環境衛生委員長をはじめ、地域の美化活動 に取り組む市民などが中心となって協議を重 ね、ポイ捨て行為などを禁止する「飯田市ポイ 捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」 を平成26(2014)年4月に施行しました。今後 も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、 不法投棄されにくい環境づくりをしていくこ とで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地 域における環境美化意識の醸成やごみのない きれいなまちの実現を目指していく必要があ ります。

●基本的方向とその取組み

4-1 リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)の推進

具体的内容

● 2 R の啓発

- ●レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施
- ●事業系一般廃棄物の減量化
- ●生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル(再生利用)の推進

具体的内容

●リサイクルの啓発

- ●資源ごみの収集運搬と処理
- ●容器包装廃棄物の収集運搬と処理
- ●リサイクルステーションの管理運営
- ●資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

具体的内容

●ごみの適正排出の啓発

- ●ごみの収集運搬
- ●ごみ集積所の管理運営
- ●粗大ごみの戸別収集
- ●ごみ処理費用負担制度の運用
- ●死亡犬猫等の回収

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

具体的内容

●ポイ捨て等を防止するための啓発

- ●ごみゼロ運動の実施
- ●不法投棄パトロールの実施
- ●地域環境美化推進事業補助金の交付
- ●地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

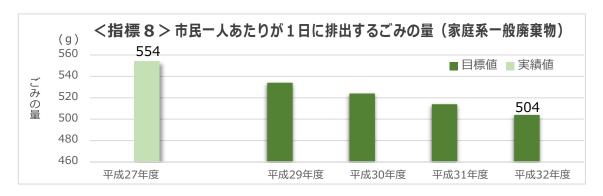


●一般廃棄物最終処分場の管理・運営

●稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

●基本的方向の指標

指標番号	目的の達成度を表す指標		平成 27 年度	平成 32 年度	比較
8	市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)	g	554	504	9.0%減
9	環境美化活動に取り組んだ市民等(地域、事業所、団体、市民)の割合	%	32.3 (参考値)	33.3	1.0%増



[指標8の基本的な考え方]

平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度までの実績では、市民の日々の努力をはじめ、人口減少や紙資源等の店頭回収などの開始もあって毎年 10 g ずつ排出量が減少してきました。今後も人口減少は続くものの、店頭回収へ持ち込まれる紙資源等の排出量は横ばいとなると考えられます。これまでと同様の数値を達成することは厳しい状況にありますが、市民の継続的な努力、さらなる啓発活動の実施、3 R の習慣化を期待する中で、毎年 10 g ずつ減少していく目標値を設定します。



[指標9の基本的な考え方]

平成 27(2015)年度中にごみゼロ運動や地域の環境美化活動に参加した市民や各地域団体の人数は 32,854人で、人口の32.3%に達しました。この数値を基に、事業者や団体に属して環境美化活動に取り組む人の数(見込み)を加えた上で、人口の3割(3人に1人)が環境美化活動に取り組んでいる地域を目指して平成28(2016)年度以降の目標値を設定します。(平成28(2016)年度以降の人口は、いいだ未来デザイン2028における人口予測で公表されている数値から算出)

4-1 リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)の推進

1 目的とこれまでの取組み

3 R(リデュース、リユース、リサイクル)の うち、リサイクル(再生利用)に比べて優先順位 が高いものの、その取組みが遅れているリデュ ース(発生抑制)、リユース(再使用)を特に抜き 出して「2 R」といいますが、近年、その推進 の強化が重要となっています。

リデュースとは、廃棄物の発生そのものを抑制することです。 廃棄物は、いったん発生すると、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせるため、発生させないことが最も重要です。一方、リユースとは、いったん使用された製品、部品、容器などを再び使用することをいいます。形状を維持したまま使用することから、リサイクル(再生利用)に比べ、一般的に資源の滅失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物などの量も少ないことが特徴です。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクル (再生利用)に先立って、2 Rを可能な限り推進することが基本とされなければなりません。このため、製品の製造段階を含めて、生活やビジネスなど社会経済のあらゆる場面において、2 Rの取組みを推進する余地がないか改めて見直し、可能な限り 2 Rを社会システムに組み込

んでいくことが求められています。このような取組みの一環として、家庭ごみの1人1日あたりの排出量を削減すべく、容器包装の削減やリターナブルびん⁷⁰の使用など、生活全体においてリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を推し進めていく必要があります。

飯田市では、レジ袋の有料化によりレジ袋の受け取り辞退を促すとともに、マイバッグ持参運動⁷¹を展開して、ごみとなるレジ袋の発生抑制を図っているほか、燃やすごみの多くを占める生ごみについて、処理機器の購入費の一部を補助することで生ごみの堆肥化や減量化を進め、家庭から排出される生ごみを抑制するなど、ごみの減量化に努めてきた結果、年々廃棄物の排出量が減少してきました。

また、意識変革の取組みとして、環境関連施設の見学を行い、ごみの減量の取組みや適正処理などの現状を把握するとともに、様々な情報の収集を行う中で、地域における廃棄物の減量や適正処理の啓発に必要な知識を習得してきたほか、ごみ分別学習会などの資料提供や講師の派遣を行い、地域におけるごみ分別方法や適正排出の啓発のための機会を増やし、3Rの推進やごみ減量、適正排出を促してきました。

⁷⁰ リターナブルびん:使い終わったあきびんを回収後、きれいに洗浄して再び中身を詰めて商品化されるびんのこと。ガラスびんのままリユース(再使用)されるのでごみにならず、原料や製造エネルギーの節約にもなるので、環境にもっとも優しい容器といわれている。

⁷¹ マイバッグ持参運動:買い物の際に、自分の買い物袋(マイバッグ)を持参し、レジ袋を使わないことで環境への負荷を減らす運動のこと。

2 現状を踏まえた課題

発生抑制のためのライフスタイルの変革

現在、食品関連事業者や消費者が一体となって取り組むべき課題として食品ロス⁷²への対応が挙げられます。本来食べられるにもかかわらず、推計によれば全国で年間約500~800万トンの食品が捨てられている状況です。食品ロスの削減に向けては、食品リサイクル法に基づく「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」の設定を契機に、過剰生産、返品などの原因となる商習慣について関係事業者間で話し合いを行うとともに、食育をはじめ、賞味期限に対する正しい理解などの消費者教育などを通じて、消費者の発生抑制に向けた意識改革を促していくことが重要です。

家庭での取組みも含め、食品の生産から最終 消費までのフードチェーン全体の中で、食品 廃棄物などの発生抑制を進めていく必要が あります。また、生活用品を中心にリユース 品を積極的に生活に取り入れていこうとい う動きが広がっていることを踏まえ、健全な リユース市場を構築し、拡大していくことが 課題です。さらに、このような2Rの動きを 促進するには、2Rをはじめとする3Rの取 組効果や循環利用された資源の行方を消費 者が明確に把握できるようにして、ライフス タイルの変革を後押しする必要があります。 事業者においても、長寿命化や省資源化など、 2Rを目標とした製品づくりやサービスの 提供が求められています。

コラム マイバッグ持参運動について

当地域では、平成 3(1991)年頃から地域や各種団体などの取組みによりマイバッグを持参してレジ袋を辞退する運動が展開されてきました。

長く地道な運動の積み重ねにより、平成 20(2008)年7月に南信州レジ袋削減推進協議会が発足し、同年10月から長野県レジ袋削減運動が開始されました。同協議会では、平成21(2009)年2月から県内に先駆けてレジ袋の無料配布中止を決定し、毎年、管内のスーパーやショッピングセンターなどでレジ袋削減のための店頭啓発を実施するなど、運動の普及に取り組んでいます。

飯伊地域のレジ袋辞退率は、多くの住民と事業者のご協力により年々向上し、過去5年連続で9割を超え、県内の他地域と比較して高い水準を維持しています。今後もレジ袋削減の取組みが消費者にさらに定着するよう店頭啓発などを通してこの運動を継続して行きます。

⁷² 食品口ス:買い過ぎ、作り過ぎ、食べ残しなどが原因で、食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。「もったいない」という言葉の発祥地である我が国では、平成 25(2013)年度において、この「食品ロス」が年間 632 万トン発生している。これを日本人一人あたりに換算すると、毎日お茶碗約 1 杯分(約 136g)のご飯を捨てていることとなる。

コラム 食べ残しを減らそう県民運動~e-プロジェクト~

日本の食品ロスは、年間 632 万トン(農林水産省及び環境省「平成 25(2013)年度推計」)で、この数値は、日本の食用の魚介類の量(年間 622 万トン)に匹敵します。

この状況を踏まえ、長野県では、 平成 22(2010)年度から食品ロスの 削減を目指し、飲食店や宿泊事業者、 身近なスーパーマーケット等の食品 販売関連事業者のみなさんにもご協 力いただき「食べ残しを減らそう県 民運動~e-プロジェクト~」を実施し ています。

サブタイトルの「e」は、食べる (Eat)・エコロジー(Eco)などの「e」が親しみをもって県民のみなさんに 広がり、この取組みがさらに大きくなることを表しています。

「食への感謝」、「もったいない」等の気持ちで、誰もができる「食べ残しをしない」ことは、ごみの減量に向けた行動の1つです。家庭での料理や食事、外食の際などは、「食べ残しをしない」ようにご協力をお願いします。



3 目指す将来像(30年後)

- 市民の生活様式が見直され、消費段階からごみの排出に至るまで、3 Rをはじめ、環境への配慮が習慣化しています。
- 使い捨て製品や過剰包装がなくなり、ごみが極力発生しない社会が形成されています。
- 製品の長寿命化、部品交換や補充などによる長使用化が図られるとともに、再使用のルートが確立されたことで大量生産や大量消費がなくなり、環境への負荷が大いに低減された 社会が形成されています。

4 目指す将来像と現状から考えた4年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるように変化しています。
- 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会に変化しています。
- まだ使えるものは長く使用しようとすることが見直されています。

5 4年後の目標へ到達するための手段

- ・リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)の啓発を行う。
- ・マイバッグ持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する。
- ・家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う。
- ・生ごみ処理機器を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する。

6 事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための指標

- ・レジ袋辞退率
- ・マイバッグ持参率
- ・生ごみ処理機器の普及率(購入世帯数/市内世帯数)

7 多様な主体(当事者)の役割

市の役割	● リデュース(発生抑制)およびリユース(再使用)を推進するための取組みを行うとともに、市民などが実施する取組みを支援する。
	● 県や南信州広域連合が実施するリデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)のための取組みと連携し、2Rの促進を図る。
地域、市民団体、市民の役割	● リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)に努め、家庭系一般廃棄物の排出量を削減する。特に食べ物の買いすぎや作りすぎをしないこと、食べ残しを減らすことに努める。
事業者の役割	● リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)に努め、事業系一般廃棄物の排出量を削減する。特に飲食業においては、食べ残しを減らすための取組みに協力する。

8 対応する事務事業

※平成28年度の事業です。最新情報は最新版の環境レポートを合わせてご参照ください。

ごみ減量推進事業 / 生ごみ処理機器購入費補助事業

4-2 リサイクル(再生利用)の推進

1 目的とこれまでの取組み

まずは3 Rを推進し、最終的にごみとなった ものを処理することが基本原則です。一度製品 として作られたものは、リユース(再使用)や修 理などを行い、できるだけ長く使うことが大切 です。しかし、いつかは使えなくなってしまう ので、使えなくなったものは、新たな製品の原 料としてリサイクル(再生利用)を行うことで、 廃棄物の減量を進めなければなりません。その ためには、家庭で不要となった資源物を回収し、 プラスチック製容器包装廃棄物、ガラスびんや ペットボトルなどの再生利用を推進すること が求められています。

国ではリサイクル関連の法律を整備してき ました。小売業者に容器包装削減の取組み状況 の報告を義務付け、消費者のマイバッグ持参な どの行動を求めている「容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進 等に関する法律)」をはじめ、家庭や事務所か ら排出されたエアコン、テレビ(ブラウン管、 液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣 類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物から、有 用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量 するとともに、資源の有効利用を推進すること を定めた「家電リサイクル法(特定家庭用機器 再商品化法)」、資源の有効利用や廃棄物の適正 処理を推進するため、建設廃棄物(建設工事で 出る廃棄物)の分別、リサイクルの方法などを 定めた「建設リサイクル法(建設工事に係る資 材の再資源化等に関する法律)」、食品の売れ残

りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取り組むべき事項を規定した「食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)」、使用済み自動車のリサイクル、適正処理を図るため、自動車製造業者などは、自ら製造、輸入した自動車が廃棄された際には、フロン類、エアバック類および解体、破砕後の老廃物を引き取り、リサイクル、適正処理することを義務付けた「自動車リサイクル法(使用済み自動車の再資源化等に関する法律)」などが挙げられます。

飯田市でも、これまでに家庭から排出される プラスチック製容器包装廃棄物、金属、紙、ガ ラスびんやペットボトルの収集を行い、再生利 用を推進してきました。また、環境関連施設の 見学を行い、ごみの減量の取組みや適正処理な どの現状を把握するとともに、ごみ分別学習会 などの資料提供や講師の派遣を行い、地域にお けるごみ分別方法や適正排出の啓発のための 機会を増やして、3 Rの推進やごみ減量、適正 排出を促しながら、意識啓発の取組みを行って きました。

2 現状を踏まえた課題

リサイクル(再生利用)への取組み

飯田市では、ごみの排出量に応じた公平な 負担の実現とともに、排出量そのものを抑制 する効果を期待して、平成 11(1999)年 12 月からごみ処理費用負担制度を導入して、ご みの有料化を進めてきました。また、排出段 階における適正な分別の推進、生ごみ処理機 器購入費の補助などを行うことで、減量化の 促進に取り組んでいます。現在、このような 取組みにより分別回収が進んだことから、ご みの収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄 物)は減少傾向にありますが、ごみの組成調査を行ってみると、資源物の一部がごみとして排出されている現状が見受けられることから、今一度、再生利用すべきものを市民全員が認識し、取組みを行うことが求められています。

コラム 資源有効利用促進法における識別表示マークについて

事業者や地方自治体などが分別回収への取組みを推進するにあたり、外見上識別が困難な類似の物品については、これらが分別されず混合された場合、再度資源として回収、利用することが困難となります。そこで資源有効利用促進法では、指定表示製品の製造、加工、販売を行う事業者(製造を発注する事業者を含む)に対して、識別マークの表示を義務づけています。識別マークが表示されていることにより、消費者はごみを出すときの分別が容易になります。

主な識別マークは次のとおりです。



プラスチック製容器包装の識別表示マーク (飲料・酒類・特定調味料用のPETボトルを除く)



紙製容器包装の識別表示マーク 飲料用紙パック(アルミ不使用のもの)とダンボール製のものを除く。



PETボトル識別表示マーク (飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル)



飲料用スチール缶 (分別回収を促進するためのマーク)



飲料用アルミ缶 (分別回収を促進するためのマーク)

3 目指す将来像(30年後)

- 市民の生活様式が見直され、消費段階からごみの排出に至るまで、3 Rをはじめ、環境への配慮が習慣化しています。
- 廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない

製品のみが流通し、恒常的にリサイクル(再生利用)が行われているため、ごみの発生量が抑えられています。ごみは環境に配慮する中で適正に処理されている社会が形成されています。

4 目指す将来像と現状から考えた4年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるように変化しています。
- 廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される 社会が形成されています。

5 4年後の目標へ到達するための手段

- ・不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源 を収集し、再生利用を行う。
- ・3 Rの推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う。

6 事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための指標

・資源ごみ収集量(家庭系一般廃棄物)

7 多様な主体(当事者)の役割

市の役割	● リサイクル(再生利用)を推進するための取組みを行うとともに、市 民などが実施する取組みを支援する。
	県や南信州広域連合が実施するリサイクル(再生利用)を推進する ための取組みと連携し、各取組みのさらなる促進を図る。
地域、市民団体、市民の役割	● リサイクル(再生利用)に努め、家庭系一般廃棄物の排出量を削減する。特に厚紙などの再生利用できる紙類を燃やすごみに分別しないように努める。
事業者の役割	● 特に厚紙などの再生利用できる紙類を燃やすごみに分別しないように努める。

8 対応する事務事業

※平成 28 年度の事業です。最新情報は最新版の環境レポートを合わせてご参照ください。

容器包装リサイクル事業 / リサイクル収集推進事業

4-3 ごみの適正処理の推進

1 目的とこれまでの取組み

ごみの排出においては、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)に努めたうえで、リサイクル(再生利用)を進めることが重要ですが、これらの3Rを行った上で排出されるごみについても、環境への負荷を低減させるために、適切に分別し、処分を行うことが大切です。飯田市では、適正な分別と排出方法の案内と啓発をはじめ、ごみ集積所の管理、粗大ごみの戸別収集の実施、一般廃棄物処理業許可事務の実施などを行いながら、ごみ集積所などへ排出された家庭ごみの収集と処理施設などへの運搬を行い、3Rに取り組んだ上で発生したごみを適正に処理してきました。

また、地域における廃棄物の減量や適正処理の啓発のために、各地区のまちづくり委員会等とごみの組成調査を毎年実施するとともに、ごみ分別学習会などの資料提供や講師の派遣を行い、地域におけるごみ分別方法や適正排出の啓発のための機会を増やして、3Rの推進やごみ減量、適正排出を促す取組みを実施してきました。

このほか、市民の理解のもと、ごみ処理費用 負担制度の運用を行い、必要なごみ処理経費の 財源を確保し、ごみの適正処理に努めてきまし た。

2 現状を踏まえた課題

3 Rの徹底と適正なごみ分別の推進

平成 27(2015)年度に実施したごみ焼却 処理施設における燃やすごみの組成調査の 結果では、不適正なごみの混入割合が全体 の約 14%に達しており、一部においてごみ の適正な分別や正しい排出ができていない 状況が見られました。また、飯田市最終処分 場における埋立ごみの組成調査の結果でも、不適正なごみの割合が全体の約 28%に達しており、特にガラスびん、プラスチック製容器包装廃棄物、金属類が多く混入している 状況が見られました。今後も、このような分別実態の改善をはじめ、3 Rの徹底による廃棄物の減量、より一層の適正排出の推進 が求められています。

一方で、今後の高齢化社会の進行を踏まえ、人口の多くを占める高齢者に配慮した分別内容や収集体制への変更などにも対応して行く必要があります。3Rや適正処理の推進を軸として取り組むとともに、高齢者への配慮は重要な視点として位置付けなければなりません。

コラム 長野県のごみの排出量について

長野県は、ごみ排出量の少なさランキングではじめて全国1位になりました。

平成 26(2014)年度の長野県民 1 人 1 日あたりのごみ(一般廃棄物)の排出量は前年度から 9 g 減少し、ごみの排出量が少ない都道府県 1 位となりました。

順位	県 名	ごみ排出量	前年度順位
1位 長野県		838 g	2 位
2 位	沖縄県	844 g	1 位
3 位	熊本県	846 g	3 位
参考	平 均	947 g	_

(環境省/平成 26(2014)年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より)

このような結果を踏まえ、現在、長野県全体で、長野県民1人1日あたりのごみ(一般廃棄物)の排出量800g以下を目指し、ごみの減量に取り組んでいます。

◆飯田市の事業者や住民のみなさんもごみの減量にご協力ください。

平成 26(2014)年度における飯田市の一般廃棄物(事業活動に伴って発生した一般廃棄物を含む)の排出量は 28,512 t で、市民一人あたりが1日に排出する量に換算すると 744 g になります。

全国の平均値はもちろん、長野県の排出量を下回っていますが、近隣町村と比較する と大きく上回っており、まだまだ、減量の余地が見られます。ぜひ、次を参考にごみの 減量にご協力をお願いします。

	詰め替え用の商品を利用する。
	繰り返し使える容器に入った商品を選ぶ。
	買い物に行く前に、冷蔵庫の中を確認する。
	家庭で調理する食材は必要な分だけ購入する。
家庭では	毎日の食事の際、食べ残しを減らす。
	外食する時は、食べ切れる量を注文し、食べ残さない。
	生ごみを捨てる時は"ぎゅっと"「水切り」をする。
	生ごみは家庭菜園の堆肥に活用する。
	生ごみ処理機器で乾燥させて、ごみを減量する。
	マイボトル、マイカップ、マイ箸を持参する。
1001日 / 土	コピー用紙の使用量を削減する工夫を行う。
職場では	付せんやコピー用紙の裏面を再利用する。
	宴会時は、食べ残し・飲み残しをしない。

3 目指す将来像(30年後)

● 市民の生活様式が見直され、消費段階からごみの排出に至るまで、3 Rをはじめ、環境への配慮が習慣化しています。その中で発生したごみは適正に処理され、環境に配慮する中で収集運搬し、処理されています。

4 目指す将来像と現状から考えた4年後の目標

● 適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。

5 4年後の目標へ到達するための手段

- ・3 Rの推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する。
- ・着実なごみの収集運搬を実施する。
- ・ごみ処理費用負担制度を適切に運用する。

6 事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための指標

- ・ごみ収集量+直接搬入量(家庭系一般廃棄物)
- ・ごみ焼却処理施設への直接搬入量(事業系一般廃棄物)

7 多様な主体(当事者)の役割

市の役割	● ごみの適正な排出及び適正処理のための取組みを行うとともに、市	
	民などが実施する取組みを支援する。	
	● 県や南信州広域連合が実施するごみの適正排出及び適正処理のた	
	めの取組みと連携し、さらなる適正処理の推進を図る。	
地域、市民団体、市民の役割	● 家庭系一般廃棄物の適正な排出に努める。	
	● ごみの分別指導、適正な排出の啓発、ごみ集積所の管理、リサイク	
	ルステーションの運営を行う。	
事業者の役割	● 事業系一般廃棄物の適正な排出に努める。	

8 対応する事務事業

※平成28年度の事業です。最新情報は最新版の環境レポートを合わせてご参照ください。

ごみ収集処理事業 / ごみ集積所管理事業 / 死亡犬猫等回収事業

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

1 目的とこれまでの取組み

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第16条には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。また、同法第25条では、第16条に違反した者に対する罰則規定として、「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と明記されています。

飯田市では、平成26(2014)年度に、各地区 まちづくり委員会の環境衛生委員長をはじめ、 地域の美化活動に取り組む市民が中心となっ て協議を重ね、ポイ捨てなどを禁止する「飯田 市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市 民条例」が施行されました。この条例を柱とし、 不法投棄をされにくい環境づくりを目指す中 で、不法投棄パトロール員73による不法投棄防 止パトロールや環境美化指導員⁷⁴による環境 美化重点路線および区域などの不法投棄パト ロールの実施、春と秋のごみゼロ運動の実施を はじめ、環境美化活動などに使用するボランテ ィア活動専用ごみ袋の交付による実施者の負 担軽減と活動促進、看板や柵の設置などの不法 投棄対策の実施、ポイ捨て等防止及び環境美化 を推進する市民条例の周知や不法投棄防止の ための啓発活動の実施などを行い、不法投棄の 根絶と地域の環境美化に取り組んできました。

また、各地域においても地域の実情に合った 不法投棄対策や環境美化のための取組みを行っています。小中学校などでは、学校と保護者 が一体となって環境整備作業を行っているほか、企業が社会貢献活動の一環で所在する地域 のごみ拾い活動を行うなど、多くの市民などが 地域の環境美化に取り組んでいます。このよう な環境美化活動が様々な場面で行われ、ポイ捨 てなどがされにくい環境が実現することが期 待されています。

2 現状を踏まえた課題

不法投棄の影響と環境美化の重要性

不法投棄は犯罪であるにもかかわらず、後を絶たない状況にあります。この行為は地域における環境の美化を損ねるばかりか、不法投棄された廃タイヤに水が溜まれば蚊の発生源となるなど、生活環境にも影響を及ぼします。安らぎを与える郊外の川沿いなども不法投棄の現場と化してしまう現実があり、環境への悪影響、景観上の問題も重大であると捉えられています。わずかな廃棄物でも野生生物を脅かしている現状も多々あり、川に投棄されているビニール袋や釣り糸などを魚が餌と間違えて飲みこんだり、鳥などの足に絡まったりといった被害が未だに発生して

 $^{^{73}}$ 不法投棄パトロール員:不法投棄の監視をはじめ、地域の美化の推進に必要な監視などを行う者(市内 20 地区に 1 名ずつ配置)。

⁷⁴ 環境美化指導員:不法投棄の監視をはじめ、地域の美化の推進に必要な指導、監視その他の活動を行う者 (4名を配置)。

います。

このような課題から、ポイ捨てや不法投棄 をされない環境づくりに向け、多くの市民が 一人ひとり意識を持ち、積極的に環境美化活動に取り組むことが重要です。

3 目指す将来像(30年後)

● ポイ捨てや不法投棄がほぼ根絶され、ごみが落ちていない美しいまちで、環境の良さを実 感しながら人々が暮らしています。

4 目指す将来像と現状から考えた4年後の目標

● ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。

5 4年後の目標へ到達するための手段

- ・不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する。
- ・多様な主体による不法投棄防止のための取組みを支援する。
- ・ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる。

6 事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための指標

- ・ボランティア活動専用ごみ袋交付枚数
- ・不法投棄の発見通報件数(廃棄物重量を含む)
- ・ごみゼロ運動への参加率(春と秋の参加人数の計/人口)

7 多様な主体(当事者)の役割

市の役割	● 不法投棄の根絶に向けた取組みや地域の環境美化のための取組み		
	を行うとともに、市民などが実施する取組みを支援する。		
	● 県その他関係機関が実施する不法投棄対策と連携し、不法投棄の早		
	期発見と未然防止を図る。		
地域、市民団体、市民の役割	● 不法投棄の監視と防止に取り組み、地域の環境美化活動に参加する。		
事業者の役割	● 不法投棄の監視と防止、地域の環境美化活動に協力する。		

8 対応する事務事業

※平成 28 年度の事業です。最新情報は最新版の環境レポートを合わせてご参照ください。 不法投棄対策事業

コラム 飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例について

この市民条例は、地域の環境衛生委員のみなさんを中心に多くの市民に検討や議論をいただきながら内容を定め、平成26(2014)年4月に施行されました。内容は、ポイ捨てや飼育動物のふんの放置を禁止するとともに、住民や事業者、各種団体のみなさんにそれぞれの立場で環境美化に努めていただきながら、ポイ捨てや不法投棄がされにくい環境づくりを目指すものです。

<市民条例の主な内容>

- ◆ポイ捨て等の禁止(第7条)
- ○市民等は、ポイ捨てをしてはいけません。
- ○飼い主は、みだりに飼い犬、飼い 猫その他の飼育動物のふんを放 置してはいけません。
- ◆回収容器の設置及び管理(第8条)
- ○自動販売機設置者は、販売する飲食物の空き容器を回収するための回収容器を自動販売機の設置場所の付近に設置し、及び当該回収容器を適正に管理しなければなりません。(経過措置があります。)
- ◆喫煙場所の制限等(第9条)
- ○市民等は、公共の場所において喫煙する場合は、次のいずれかのことに努めなければいけません。
- ・たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しないこと。
- ・たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し、及びこれを使用すること。



<市民、事業者のみなさんへのお願い>

「ポイ捨てや不法投棄がされにくい環境づくりにご協力ください。」

- ◆自宅・事業所の敷地内及び所有する土地の環境美化(ごみ拾いや草刈りなどの適正な管理)に努め、ポイ捨て等をされない環境づくりをしてください。
- ◆全市または地域で実施される環境美化活動にご参加ください。 「ごみゼロ運動(年2回春秋に開催)」や「水辺等美化活動(毎年7月に開催)」など
- ◆不法投棄をしている人を見つけたら、情報(日時、場所、氏名、車のナンバー等)を 飯田市環境課へご連絡ください。

「ポイ捨て等の防止、環境美化の推進」にご協力ください! 施行中!!

「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」

飯田市では、市民のみなさまが中心となって策定した「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を 推進する市民条例」が平成26年4月に施行されました。この市民条例では、ボイ精でや飼育動物 のふんの厳歴を禁止するとともに、住民や事業で、各種団体のみなさんにそれぞれのお出場で 協力をいただき、ボイ捨てや不法投棄がされない環境づくりを進めていくことが定められていまった。

旅行後は、市民をはじめとする多様な主体のみなさまにより地域の環境美化の取組が進められていますが、まだまだ。心ない者によるボイ捨て等は減少していません。今後も、様々な工夫を行い、また連携を図りながら、多様な主体のみなさまと市全体で粘り強く「ボイ捨てされない環境づくり」に取り組んでいく必要があります。

つきましては、改めて、市民条例の内容や目的をご承知いただくとともに、次のとおり、地域の 環境美化の推進にご協力を賜りますようお願いいたします。

<市民のみなさまへのお願い>

◆自宅の敷地内及び所有する土地の環境美化 (ごみ拾いや草刈などの適正な管理に努め、 ポイ捨て等をされない環境づくりをしてく ださい。



- ◆全市または地域で実施される環境美化活動に小・中学生等の 子どもさんと一緒に参加してください。
- 「ごみゼロ運動(年2回春秋に開催)」や「水辺等美化活動(毎年7月に開催)」など
- ◆不法投棄をしている人を見つけたら、情報(日時・場所・ 氏名・車のナンバー)を提供してください。

みんなの目で、不法投棄から街を守りましょう!

飯田市環境課

個人事業主、事業所、企業のみなさま、 「ポイ捨て等の防止、環境美化の推進」に ご協力ください!

飯田市では、市民のみなさまを中心に策定した「飯田市ボイ捨て等防止及び環境美 化を推進する市民条例」が平成26年4月に施行されました。この市民条例では、ボイ 捨てや飼育動物のふんの放置を禁止するとともに、住民や事業所、各種団体のみなさ んにそれぞれのお江場で協力をいただき、ボイ捨てや不法投棄がされない環境づくり を進めていくことが定められました。

施行後は、住民のみなさんをはじめとする様々な主体により地域の環境美化の取組 が進められていますが、まだまだ。心ない者によるボイ捨て等は減少していない状況 にあります。今後も、工夫を行い、また連携を図りながら、多様な主体のみなさまと 市全体で移り強く環境づくりに取り組んでいく必要があると感じています。

つきましては、個人事業主、事業所や企業のみなさんにおかれましても、この経過 や目的をご承知いただくとともに、ご賛同をいただき、次のとおり、地域の環境美化 にご協力を賜りますようお願いいたします。

◆店舗、事業所等の敷地内及び所有する 土地の環境美化(ごみ拾いや草刈など の適正な管理)に努め、ポイ捨て等を されない環境づくりをしてください。



- ◆全市または地域で実施される環境美化活動に 事業所または企業としてご参加ください。
 - 「ごみゼロ運動(年2回春秋に開催)」や「水辺等美化活動(毎年7月に開催)」
- ◆従業員や社員のみなさんに、全市または地域で 開催される環境美化活動へご参加いただけるよう 呼びかけをしてください。

飯田市環境課

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

1 目的とこれまでの取組み

市内の家庭から排出される埋立ごみの処理 施設として整備された飯田市最終処分場(グリーンバレー千代)は、平成 21(2009)年4月から供用を開始し、平成 27(2015)年度末で7年 経過しました。この間に埋め立てられたごみの総量は32,000㎡で、15年間の計画埋立量である101,000㎡の32%に達しています。当初の埋立計画における7年間の予想埋立量と比較すると少なめに推移しており、多くの市民の適正な分別とごみの減量により、施設の延命化が図られています。

また、埋め立てに伴う浸出水、処理水については40項目余の検査を定期的に行っていますが、基準を下回る値を示しており、施設管理上も順調な運営ができています。

一方で、市内の家庭および事業活動に伴って 排出される燃やすごみの焼却処理施設である 桐林クリーンセンター、また新たに整備される 稲葉クリーンセンターは、飯田下伊那の13市 町村が利用する施設で、南信州広域連合が管理 運営をしています。当地域のごみの適正処理に おいて欠かすことのできない施設であること から、その運営はもちろん、整備への協力と稼 働後の適正な利用については、これまで同様、 継続して努めていく必要があります。

2 現状を踏まえた課題

適正な維持管理の継続

現在、飯田市最終処分場(グリーンバレー千代)は、当地域のごみ処理において欠くことのできない重要な機能を担っています。日々利用する施設であることから、施設の管理と運営については、法令や地域との取り決めに従い、事故などが発生することのないよう適正な管理と運営に努め、これまで同様、継続して役割を担っていく必要があります。 なお、今後、稲葉クリーンセンターの稼働に伴い、埋立ごみの中で約30%の重量を占めるプラスチック類・皮革類・ゴム類が、燃やすごみに分別されるようになるため、埋立ごみの搬入量が減少し、施設の延命化が期待できます。

3 目指す将来像(30年後)

循環型社会への移行が進んだことでごみの発生量が抑制されています。受け入れたごみが 環境に配慮する中で適正に処理されています。

4 目指す将来像と現状から考えた4年後の目標

● 受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。

5 4年後の目標へ到達するための手段

- ・飯田市最終処分場を適正に管理し継続的に運営する。
- ・新たなごみ焼却処理施設(稲葉クリーンセンター)の整備と運営に対して協力する。

6 事業の進捗状況や成果を総合的に判断するための指標

飯田市最終処分場の維持管理結果

7 多様な主体(当事者)の役割

市の役割	● 飯田市最終処分場の適正な管理と運営により持続的に埋立処分機能を提供する。
	● ごみ焼却処理施設の適正な利用に努める。
地域、市民団体、市民の役割	● 埋立ごみと燃やすごみの減量、適正な分別および排出に努める。

8 対応する事務事業

※平成28年度の事業です。最新情報は最新版の環境レポートを合わせてご参照ください。

一般廃棄物最終処分場管理事業

コラム ごみ焼却処理施設の移行について

飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ(家庭系一般廃棄物)、事業者のみなさんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ(事業系一般廃棄物)は、桐林クリーンセンターで焼却処分をしています。

桐林クリーンセンターの稼働にあたっては、地元のみなさんと使用条件や使用期間に関する協定を結んでいますが、その使用期間が平成 29(2017)年 11 月末で満了します。

そこで南信州広域連合では、これまで桐林クリーンセンターを使用してきた 13 市町村と 新しい焼却処理施設「稲葉クリーンセンター」を建設し、継続して焼却処分を行うこととし ました。

稲葉クリーンセンターでは、これまでの燃やすごみ(紙くず、木くず、生ごみ、紙おむつ、 天然素材を使用した衣類や布団)に加えて、プラスチック類、革製品やゴム製品を焼却でき るようになることから、燃やすごみの分別内容が変わります。

稲葉クリーンセンターは平成 29(2017)年の夏頃に完成し、9 月から試運転 (炉の焼却状況の確認)を行いますが、この試運転の開始に合わせて、各家庭から新たにプラスチック類等を加えた燃やすごみを排出していただけるようになります。

ただし、個人や事業者のみなさんが事業活動に伴って発生させたごみを排出する場合、稲葉クリーンセンターで受け入れができるごみは、施設で焼却が可能な事業系一般廃棄物に限ります。(廃プラスチック類、ゴムくず、廃油など、産業廃棄物に該当するごみは、これまでどおり焼却することができません。)

<新しいごみ焼却処理施設の概要>

施設の名称	稲葉クリーンセンター (いなばくりーんせんたー)
施設の場所	飯田市下久堅稲葉 1526 番 1
用地の概要	8.5ha(施設用地 7.14ha、搬入道路用地 1.36ha)
施設の用途	ごみ中間処理施設 (ごみの焼却処理施設)
施設の概要	焼却処理量: 24,994t /年
施設の規模	93t /日(災害時対応余力分 4t /日)
処理の方式	ストーカ式焼却炉
炉の数	2 炉構成
炉 形 式	全連続運転(24 時間稼働)
余熱利用	発電 (蒸気タービン発電)
最大出力	1,280kW
発 電 量	700万 kWh/年
排水の処理	クローズドシステム(雨排水、生活排水(浄化)は排水)
事 業 費	建設費、運営費(20年間)等で119億9千万円
試運転開始日	平成 29 年 9 月 1 日 (新しいごみの分別内容による燃やすごみの
受入を開始)	
稼働予定日	平成 29 年 12 月 1 日







稲葉クリーンセンターイメージ図 (建物)

コラム グリーンバレー千代の状況

最終処分場は廃棄物の中でリサイクルできないものを、廃棄物処理法にのっとり埋立処分する施設で、平成 21(2009)年 4 月に旧イタチガ沢処分場(龍江)から移転し稼働しています。

平成 27(2015)年度末現在(埋立開始から6年間)の累計埋立量は約32,000㎡で計画量の32%であり、市民の皆様のご協力により延命化が図られています。

名称 : 飯田市最終処分場 愛称: グリーンバレー千代

所在地:飯田市千栄 1677 番地 4

敷地面積:51,300 ㎡ 埋立面積:13,800 ㎡ 埋立容量:101,000 ㎡



